

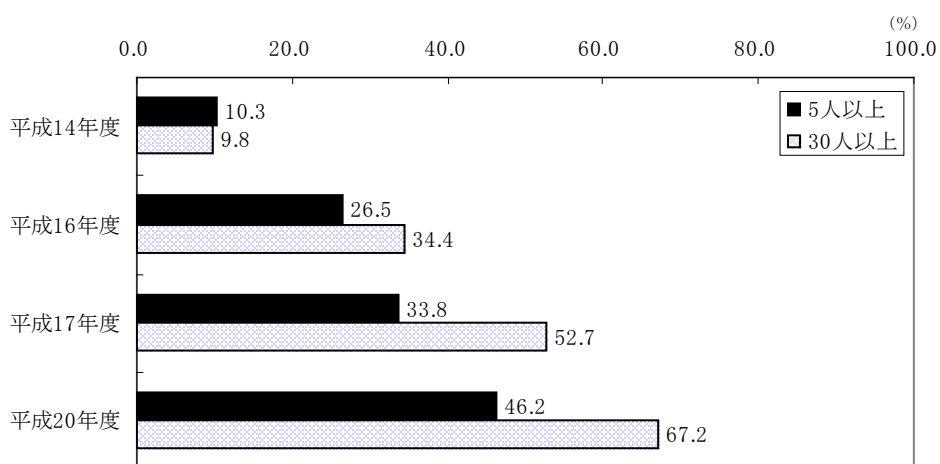
### Ⅲ 子の看護休暇制度に関する事項

#### 1 子の看護休暇制度の規定状況

子の看護休暇制度の規定がある事業所の割合は、事業所規模 5 人以上では 46.2%（平成 17 年度 33.8%）となっており、平成 17 年度調査より 12.4%ポイント上昇している。事業所規模 30 人以上では 67.2%（同 52.7%）となっており、平成 17 年度調査より 14.5%ポイント上昇している（図 8、9）。

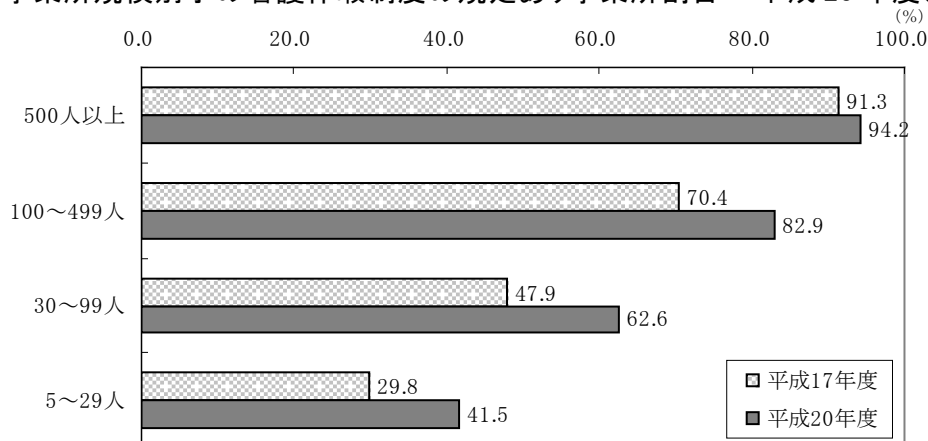
産業別にみると、金融業、保険業（89.6%）、電気・ガス・熱供給・水道業（85.9%）、複合サービス事業（83.1%）で規定がある事業所の割合が高くなっている。事業所規模別にみると、500 人以上 94.2%、100～499 人 82.9%、30～99 人 62.6%、5～29 人 41.5%と規模が大きくなるほど規定がある事業所の割合が高くなっている（付属統計表第 7 表）。

図8 子の看護休暇制度の規定あり事業所割合の推移



(注) 平成 14 年度及び 16 年度は、規定の有無ではなく、制度（慣行、失効年次有給休暇の活用等も含む。）の有無について質問している。

図9 事業所規模別子の看護休暇制度の規定あり事業所割合 -平成 20 年度、平成 17 年度-



平成 16 年育児・介護休業法改正（平成 17 年 4 月 1 日施行）により、新たに小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者は、労働者 1 人につき年 5 日まで、病気やけがをした子の世話をするための子の看護休暇を取得できることとなった。

## 2 子の看護休暇制度の内容

### (1) 利用可能期間

子の看護休暇制度の規定がある事業所において、子が何歳になるまで子の看護休暇を取得できるかについてみると、「小学校就学の始期に達するまで(法定どおり)」が92.8%(平成17年度87.2%)と最も多くなっている(表47)。

表47 子の看護休暇制度の利用可能期間別事業所割合 (%)

|        | 子の看護休暇制度規定あり事業所計 | 小学校就学の始期に達するまで(法定どおり) | 小学校入学～小学校3年生(又は9歳)まで | 小学校4年生～小学校卒業(又は12歳)まで | 小学校卒業以降も対象 | 不明  |
|--------|------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|------------|-----|
| 平成17年度 | 100.0            | 87.2                  | 1.4                  | 1.7                   | 9.6        | 0.1 |
| 平成20年度 | 100.0            | 92.8                  | 1.9                  | 1.8                   | 3.4        | 0.1 |

### (2) 休暇日数

子の看護休暇制度の規定がある事業所において、休暇日数の制限の有無や内容をみると、「制限あり」が92.4%(平成17年度90.4%)で、その制限の内容は、「同一の労働者につき」が67.2%(同65.2%)、「同一の子につき」が25.6%(同30.3%)となっている(表48)。

制限がある場合の1年間で取得できる休暇日数については、「同一の労働者につき」、「同一の子につき」のいずれも「5日」が最も多く、それぞれ92.9%、93.2%(平成17年度91.6%、90.3%)となっている(表49)。

表48 子の看護休暇制度の休暇日数の制限の有無及び制限の単位別事業所割合 (%)

|        | 子の看護休暇制度の規定あり事業所計 | 制限あり         |         |        |       | 制限なし | 不明  |
|--------|-------------------|--------------|---------|--------|-------|------|-----|
|        |                   | 制限の単位        |         |        |       |      |     |
|        |                   | 同一の労働者につき    | 同一の子につき | その他    |       |      |     |
| 平成17年度 | 100.0             | 90.4 (100.0) | (65.2)  | (30.3) | (4.5) | 9.5  | 0.0 |
| 平成20年度 | 100.0             | 92.4 (100.0) | (67.2)  | (25.6) | (7.2) | 7.1  | 0.5 |

表49 子の看護休暇制度の休暇日数の制限日数別事業所割合 (%)

|        |           | 子の看護休暇制度の休暇日数の制限あり事業所計 | 5日    | 6日～10日 | 11日～20日 | 21日～ | 不明  |     |
|--------|-----------|------------------------|-------|--------|---------|------|-----|-----|
| 平成17年度 | 同一の労働者につき | [65.2]                 | 100.0 | 91.6   | 4.1     | 2.2  | 2.0 | 0.0 |
|        | 同一の子につき   | [30.3]                 | 100.0 | 90.3   | 1.2     | 2.4  | 6.1 | 0.0 |
|        | その他       | [4.5]                  | 100.0 | 81.1   | 5.3     | 8.5  | 5.0 | 0.1 |
| 平成20年度 | 同一の労働者につき | [67.2]                 | 100.0 | 92.9   | 3.5     | 1.2  | 1.7 | 0.7 |
|        | 同一の子につき   | [25.6]                 | 100.0 | 93.2   | 2.6     | 0.6  | 3.6 | 0.0 |
|        | その他       | [7.2]                  | 100.0 | 81.3   | 9.4     | 3.6  | 5.4 | 0.2 |

注:[ ]は、全事業所のうち、「同一の労働者につき」、「同一の子につき」、「その他」により子の看護休暇の取得日数の制限がある事業所の割合である。

### (3) 子以外で対象となる家族の範囲

子の看護休暇制度の規定がある事業所において、子以外の家族についても看護休暇制度の対象としている事業所は10.2%（平成17年度19.9%）で、その対象となる家族をみると（複数回答）、「配偶者」を対象とする事業所割合は81.3%（同85.0%）、「本人の父母」は74.1%（同80.2%）、「配偶者の父母」は64.6%（同72.1%）となっている（表50）。

表50 子以外で看護休暇制度の対象としている家族の範囲別事業所割合 (%)

|        | 子の看護休暇制度規定あり事業所計 | 対象としている      | 対象家族（複数回答） |        |        |        |        |        |        | 対象に制限なし | 不明    | 対象としていない | 不明  |
|--------|------------------|--------------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|-------|----------|-----|
|        |                  |              | 配偶者        | 本人の父母  | 配偶者の父母 | 祖父母    | 兄弟姉妹   | 孫      | その他    |         |       |          |     |
| 平成17年度 | 100.0            | 19.9 (100.0) | (85.0)     | (80.2) | (72.1) | (52.0) | (47.4) | (44.0) | (12.6) | (12.4)  | (0.0) | 80.1     | 0.1 |
| 平成20年度 | 100.0            | 10.2 (100.0) | (81.3)     | (74.1) | (64.6) | (31.9) | (30.7) | (31.2) | (19.1) | (13.4)  | (1.5) | 89.4     | 0.4 |

### (4) 子の看護休暇制度の対象労働者

子の看護休暇制度の規定がある事業所において、労使協定で除外できることとなっている者について、子の看護休暇制度の対象としている事業所は、「所定労働日数が週2日以下の者」については20.3%（平成17年度18.7%）、「勤続6か月未満の者」については28.7%（同27.1%）となっている（表51）。

表51 子の看護休暇制度の対象労働者の状況別事業所割合 (%)

|        | 子の看護休暇制度規定あり事業所計 | 子の看護休暇制度の対象としている労働者の種類 |           |
|--------|------------------|------------------------|-----------|
|        |                  | 所定労働日数が週2日以下の者         | 勤続6か月未満の者 |
| 平成17年度 | 100.0            | 18.7                   | 27.1      |
| 平成20年度 | 100.0            | 20.3                   | 28.7      |

### (5) 子の看護休暇を取得した場合の賃金の取扱い

子の看護休暇を取得した場合の賃金の取扱いについては「無給」が64.2%（平成17年度62.5%）と最も多くなっており、「有給」が20.6%（平成17年度16.5%）、「一部有給」が13.2%（同9.3%）となっている（表52）。

表52 子の看護休暇を取得した場合の賃金の取扱い別事業所割合 (%)

|        | 事業所計  | 有給   | 一部有給 | 無給   | 不明   |
|--------|-------|------|------|------|------|
| 平成17年度 | 100.0 | 16.5 | 9.3  | 62.5 | 11.7 |
| 平成20年度 | 100.0 | 20.6 | 13.2 | 64.2 | 2.0  |

## (6) 子の看護休暇制度の利用状況

就学前までの子を持つ労働者がいる事業所のうち、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に子の看護休暇の取得者がいた事業所の割合は12.7%であった。取得者がいた事業所のうち、男女労働者ともに看護休暇を取得した事業所は18.2%、女性労働者のみ看護休暇を取得した事業所は58.9%、男性労働者のみ看護休暇を取得した事業所は23.0%であった（表53）。

表53 子の看護休暇取得状況別事業所割合

(%)

|        | 就学前までの子を持つ労働者がいる事業所計 | 子の看護休暇取得者あり     | 男女別取得者の状況     |              |              |
|--------|----------------------|-----------------|---------------|--------------|--------------|
|        |                      |                 | 男女労働者ともに取得者あり | 女性労働者のみ取得者あり | 男性労働者のみ取得者あり |
| 平成20年度 | [22.3] 100.0         | 12.7<br>(100.0) | (18.2)        | (58.9)       | (23.0)       |

注1：〔 〕は、全事業所のうち、就学前までの子を持つ労働者がいる事業所の割合である。

注2：「子の看護休暇取得者」は、調査前年度1年間（平成19年4月1日～平成20年3月31日）に子の看護休暇を取得した者をいう。

就学前までの子を持つ女性労働者に占める子の看護休暇取得者の割合は15.2%で、取得者の取得日数については、「1～3日」が48.7%で最も多く、次いで「5日」30.0%、「4日」11.0%の順となっている。

また、就学前までの子を持つ男性労働者に占める子の看護休暇取得者の割合は2.8%で、取得者の取得日数については、「1～3日」が80.8%で最も多く、次いで「5日」10.4%、「4日」4.6%の順となっている（表54）。

表54 子の看護休暇取得者割合及び取得日数別取得者割合

(%)

|    | 就学前までの子を持つ労働者計 | 子の看護休暇取得者       | 取得日数   |        |        |       |       |       |
|----|----------------|-----------------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
|    |                |                 | 1～3日   | 4日     | 5日     | 6日    | 7～9日  | 10日以上 |
| 女性 | 100.0          | 15.2<br>(100.0) | (48.7) | (11.0) | (30.0) | (1.0) | (1.7) | (7.6) |
| 男性 | 100.0          | 2.8<br>(100.0)  | (80.8) | (4.6)  | (10.4) | (0.1) | (4.1) | (0.1) |

注：「子の看護休暇取得者」は、調査前年度1年間（平成19年4月1日～平成20年3月31日）に子の看護休暇を取得した者をいう。